

専門的事項に係る調査報告書

令和4年3月28日

近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会

目 次

はじめに	1
I 近江八幡市議会の現状	2
II 議員アンケート調査結果について	3
III 議員定数について	8
IV 議員報酬について	12
V 議会改革について	17
おわりに ー 調査報告書の提出にあたって	18

(資料)

- 1 議員定数・議員報酬 県内自治体・類似団体比較資料
- 2 議員定数及び議員報酬に関するアンケート調査結果
- 3 議員活動実態アンケート調査結果
- 4 近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会設置要綱
- 5 委員名簿・審議経過

はじめに

平成23年の地方自治法（以下「法」という。）改正により、地方議会の議員定数の上限が撤廃され、各議会は条例によって各々の議員定数を自由に定めることになり、議員定数についての説明責任は各議会が負うことになった。また、平成22年3月までの平成の市町村合併や議会改革により議員定数及び議員報酬等が見直されている。

このことから、議会が自らどのような議会を目指すのか、まずはその「あり方」を決定し、それに基づく議員定数、議員報酬の議論をなされるべきであるが、現時点での近江八幡市議会では明確な議会の「あり方」の議論の結果は出ていない。

そのような中、近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、議員定数及び議員報酬、議会改革の3項目に係る調査について、同市議会からの依頼を受け発足し、その妥当性等を検証するという方向性で議論を進めた。

なお、調査委員会では、各調査項目について、各委員の専門的知見により、様々な角度から議論を行うとともに、実態把握のための議員へのアンケート調査を実施した。

こうした調査結果等に基づく調査委員会としての見解を以下に報告する。

I 近江八幡市議会の現状

1 議員定数

旧法定上限は30人（5万～10万人の都市）であったが、平成22年3月の旧近江八幡市と旧安土町との市町合併により在任特例を経て議員定数を削減している。

また、常任委員会（予算常任委員会を除く）の数は3でこれまで変更はない。その推移は以下のとおりである。

年月日	議員定数 (人)	常任委員会定数 (人)			備 考
		総 務	教育厚生	産業建設	
H22. 3. 21～	30	10	10	10	市町合併在任特例
H23. 4. 29～	24	8	8	8	

(参考) 市町合併前 旧近江八幡市：20人 旧安土町：10人 合計 30人

2 議員報酬

これまで、市長の諮問機関である近江八幡市特別職等報酬審議会（以下「報酬審議会」という。）の答申に基づき議員報酬の改定が行われている。

市町合併後の平成22年5月に在任特例期間終了後の議員定数等を踏まえ報酬審議会答申がなされ、近江八幡市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例が可決、平成23年5月1日から現行の議員報酬額となっている。

年月日	議員報酬月額 (円)			備 考
	議 長	副議長	議 員	
H22. 3. 21 (市町合併時)	440,000	387,000	350,000 (185,000)	() : 旧安土町議員報酬 H23. 1. 1～統一される。
H23. 5. 1～	455,000	400,000	360,000	

(参考) 政務活動費 年間一人当たり 240,000円

II 議員アンケート調査結果について

議員定数や議員報酬を議論する前提として、近江八幡市議会が自らどのような議会を目指すのか、その「あり方」を決定されることが望ましい姿である。しかし、現時点では明確な議会の「あり方」等の検討結果が出ていないことから、妥当性等を検証する際の参考とするため、調査委員会として各議員の考え方や活動実態等の把握を目的に議員アンケート調査を次のとおり実施した。

なお、アンケート調査は無記名により実施し、個別の調査票は公表しないものとし、アンケート調査結果は、議長が取りまとめ、調査委員会に提出されたものである。

1 議員定数及び議員報酬に関するアンケート調査について

【実施要領】

- 対象者 近江八幡市議会議員 22 名（令和 3 年 10 月 1 日現在）
- 調査期間 令和 3 年 10 月 18 日（月）から 10 月 29 日（金）
- 調査内容 定数について 7 問・報酬について 7 問 計 14 問（選択肢及び自由記載）

アンケート調査の前提として、定数についてはこれまでの議論の経過も含めて長年の懸案事項であることは、22 名中 20 名（90.9%）が認識・理解している。

また、近江八幡市議会の今後の方向性についても、様々な意見や考え方が提出された。調査結果の主な概要は、以下のとおりである。詳細分析は、別添の資料 2 を参照されたい。

(1) 議員定数に関する調査結果の主な概要

- ・ 議員定数のあり方を考えるときに、重視しなければならない事項として、「役割を遂行できる最少定数」（16 名）、「地域を集めるための必要な定数」（15 名）、「他市の動向・行財政改革の姿勢」（12 名）という考え方が多数であった。
- ・ 議決権以外に議員の職務として重要と考える事項は、「市民の意見や地域の課題を把握し、市政に反映させること」（20 名）、「政策を適正に評価し、政策提言を積極的に行うこと」（17 名）、「執行部のチェック機能を高めること」（8 名）という考えが多数であった。

- ・ 現在の議員定数（24 人）については、県内や類似団体及び議会運営等から、22 名中 15 名（68.2%）が削減すべき、5 名（22.7%）が現状維持という考えであった。
- ・ 削減すべきと回答した議員の望ましい議員定数は「20 人」が 10 名、「22 人」が 5 名という結果であった。
- ・ 望ましい議員定数の考えとしては、「専門性を高めるため少数精鋭」7 名（43.8%）、「県内他市や類似団体の状況」6 名（37.5%）、「常任委員会の審査に支障がない」2 名（12.5%）という理由が多数であった。

(2) 議員報酬に関する調査結果の主な概要

- ・ 現議員において、議員報酬以外に収入のある議員は、収入額は様々であるが 22 名中 15 名（68.2%）であった。
- ・ 家計を支える収入として、「議員報酬のみ」4 名（18.2%）、「議員報酬とその他の収入」9 名（40.9%）、「議員報酬と家族の収入」7 名（31.8%）となっており、議員報酬のみで家計を支えていない議員が多数（72.7%）であった。
- ・ 議員報酬のあり方を考える場合に重要視すべき事項は、「議員活動の専念と生活保障」(36.6%)、「議会の権能、求められる役割の保障」(24.4%)、「他市、類似団体とのバランス」(19.5%) が多数を占めた。
- ・ 現在の活動量から議員報酬額について、「増額すべき」13 名（59.1%）、「現状維持」8 名（36.4%）という結果であった。
- ・ 増額すべきと回答した議員（13 名）において、他市等の状況や社会経済情勢等を踏まえた望ましい議員報酬額は、「40 万円」7 名、「45 万円」3 名等であった。
- ・ 増額の理由として、「優秀な人材の確保と生活保障」9 名（69.2%）が多数を占めた。

2 議員活動実態アンケート調査について

【実施要領】

- 対象者 近江八幡市議会議員 22 名（令和 3 年 10 月 1 日現在）
- 調査期間 令和 3 年 10 月 18 日（月）から令和 4 年 1 月 11 日（火）
- 調査内容 令和 3 年 11 月及び 12 月において、各日毎に時間単位で、議員活動の時間を活動種類毎に各議員が記録する。
- 留意事項
 - ・調査期間は 2 ヶ月で市議会定例会のない月とある月とした。
 - ・議員活動を 24 項目に分類するとともに、議員活動を報酬対象とすべき活動か否かの基準を設定した。
 - ・新型コロナウイルス感染症により、議員活動状況についてはコロナ禍前と比較して各項目ともに影響があることは否めない状況にある。

(1) 議員活動実態調査アンケート調査結果の主な概要

詳細は資料 3 を参照されたい。主な分析等は次とおりである。

① 各集計活動時間順位

集計	議員活動内容									
	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位	
11 月	市民（地域、団体）相談	3.5%	清掃等の地域活動	3.2%	その他個人議員活動	3.0%	議員個人の各種調査・行政視察	2.6%	本会議、議案熟読、個人質問作成等	2.1%
12 月	本会議、議案熟読、個人質問作成等	5.4%	清掃等の地域活動	2.7%	市民（地域、団体）相談	2.6%	その他個人議員活動	2.4%	議員個人の各種調査・行政視察	2.2%
11 月+12 月	本会議、議案熟読、個人質問作成等	3.8%	市民（地域、団体）相談	3.1%	清掃等の地域活動	3.0%	その他個人議員活動	2.7%	議員個人の各種調査・行政視察	2.4%
他の収入あり	本会議、議案熟読、個人質問作成等	4.1%	清掃等の地域活動	3.7%	その他個人議員活動	2.1%	市民（地域、団体）相談	1.8%	所属政党の活動	1.8%
他の収入なし	その他個人議員活動	4.9%	本会議、議案熟読、個人質問作成等	4.4%	市民（地域、団体）相談	4.2%	議員個人の各種調査・行政視察	4.0%	清掃等の地域活動	4.0%

※ 各項目の割合は、11 月は 720 時間（24 時間×30 日）を、12 月は 744 時間（24 時間×31 日）を 100%とした活動時間の割合。
（11 月+12 月は、1,464 時間を 100%としている）

② 定例会のない月（11月）と定例会のある月（12月）の比較【11月→12月】

- ・議会活動関係が大幅に増加（4.1%→8.2%）

【内訳】：本会議関係（2.1%→5.4%）、常任委員会関係（0.2%→1.5%）

- ・議員活動（個人）関係が大幅に減少（11.4%→8.7%）

【内訳】：市民相談関係（3.5%→2.6%）、個人調査・研究（2.6%→2.2%）、
その他議員個人活動（3.0%→2.4%）

- ・会派活動関係が減少（4.3%→1.2%）

【内訳】：会派調査・研究（1.4%→0%）

- ・その他活動のうち、地域の行事等への活動が減少（3.2%→2.7%）

分析（要因）

12月市議会定例会が開会し、本会議、常任委員会への出席、個人質問準備等により議会活動が増加する一方、個人議員活動、会派調査活動、地域活動への参加が減少した。

③ 調査月の2か月間合計

- ・議会活動（本会議関係）、議員活動個人（市民相談、調査・研究、その他個人議員活動）、
その他活動（地域の行事等への活動）に関する活動時間が多かった。

分析（要因）

本会議にかかる用務（3.8%）のほか、市民相談（3.1%）や地域の行事等への活動（3.0%）など、市民、地域への対応に多くの時間が割かれている。

④ 議員報酬以外に収入のある議員と収入のない議員の比較【収入あり－収入なし】

- ・議会活動関係は大きな差なし（6.6%－7.6%）

【内訳】：本会議関係（4.1%－4.4%）

- ・議員活動（個人）関係は、収入のない議員の活動量が多い（7.2%－15.6%）

【内訳】：市民相談（1.8%－4.2%）、個人調査・研究（1.7%－4.0%）、
その他個人活動（2.1%－4.9%）

・会派活動関係に大きな差はない (2.8%—2.7%)

・その他活動関係は、収入ある議員の活動量が多い (83.3%—74.2%)

【内訳】：私的活動 (77.2%—67.9%)

分析 (要因)

私的活動について、「収入のある議員」が「収入のない議員」と比べて約10%高いのは、兼業にかかる活動時間の差と考えられる。一方で「収入のない議員」は「収入のある議員」に比べて個人議員活動が約8%高くなっている。(年齢や家族構成も要因として考えられる。)

⑤ その他 (コロナ禍による議員活動への影響)

アンケート結果において、コロナ禍の影響により「常任委員会における所管事務調査」、「市や各種団体が主催する式典、総会、イベントへの参加」、「会派の研修・講演会・勉強会への参加」、「会派の各種調査や行政視察への参加」は、例年に比べて大きくその機会が減少していることを加味する必要もある。

(2) 市長と議員の活動量比較について

・市長の活動量を 8時間/日とした場合

$$1 \text{ か月} : 8 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} = \underline{240 \text{ 時間}}$$

・議員活動量1か月平均 (「その他の活動」を除く議員報酬に関わる活動のみ)

(議会活動 45 時間・個人議員活動 73.4 時間・会派活動関係 19.9 時間)

$$1 \text{ か月} : 45 \text{ 時間} + 73.4 \text{ 時間} + 19.9 \text{ 時間} = \underline{138.3 \text{ 時間}}$$

市長活動時間を1とすると、

$$138.3 \div 240 = 0.57 \approx 0.6 \text{ 相当と見ることができる。}$$

Ⅲ 議員定数について

1 他団体との比較

県内の同規模自治体及び全国の類似団体の調査を実施した。その調査結果から比較を行ったところ、現議員定数は、県内同規模自治体等と近い水準にあるが、人口等の規模比較では若干上回っている状況にある。また、全国の類似団体比較でも、平均を若干上回っている状況にある。

【滋賀県内同規模自治体 比較】

市名	議員定数	常任 委員会数	人口 (R3.1.1現在)	備考
近江八幡市	24	3	82,331	
草津市		3	135,850	
彦根市		3	112,546	
甲賀市		3	90,197	H29 27人⇒24人
守山市	20	3	84,511	
栗東市	18	3	70,364	

【全国人口類似団体 比較】

類似団体平均	22.75	—	83,464	(19市)
--------	-------	---	--------	-------

(参考)

28人：1団体 26人：2団体 24人：4団体 23人：1団体 22人：4団体、
21人：2団体 20人：4団体 18人：1団体

2 委員会における検討

(1) 委員会としての見解

調査委員会では、近江八幡市議会の議員定数について、各種資料に加え、現状における議員の認識や考え方等を把握するために行った議員アンケート調査結果を踏まえ、各委員が意見を述べて議論し、以下の点で一致した。

まず、定数の問題は、近江八幡市議会の構成員である議員自身に、従来からの懸案であることが認識されていることが分かった。

議員の定数は、議会活動と密接不可分である。委員会主義をとっていることから考えれば、3つの常任委員会が8名で構成され、現状欠員により7名で運営されている委員会もある。近江八幡市の人口規模などの状況から見て、7名が望ましくない姿であるとは必ずしも言えない。

一方、議会の機能を発揮するという面から見れば、定数の減は議会機能の減退をもたらすおそれがあり、その場合、市民にとって不利益が生ずることになる。この点について、検討する議会自身による議論が必要である。

また、より広い視野で議会の現状を見れば、議会活動、特に委員会活動の活発化が、近江八幡市議会にとって重要な課題であると言える。議会基本条例から10年を経たこの機会に、現状の課題を踏まえ、あるべき議会の姿について方向性を示した上で、それに相応しい議員定数の議論が議員間の熟議によりなされるべきであることが望ましい。

これらを踏まえて、仮に議員定数を減ずるとしても、その結論に対して市民の理解が得られるよう、市民との対話を進め、議員活動を含む近江八幡市議会の活動全体の可視化と情報発信をより積極的に推進されるよう求めるものである。

以下、次項で委員会としての見解をまとめるにあたって示された各委員の意見を紹介し、次節で議会において定数の妥当性を検証し、見直す場合に検討すべき論点を示す。

(2) 各委員からの意見

委員会で各委員から出された意見は以下のようにまとめられる。

- 長年の懸念事項と理解していて、7割の方が定数を減らしてもよいことが確認できた。
- 定数を考えるときに、必要な要素として地域の声が生かされる代表制と、合議制で見たときに、減員した定数で議員活動が損なわれる人数ではないということについて、合意形成もできそうだと思う。合意で目指せるものとして、2名減で活動されていて、たどり着くところは比較的あり得るのかと思う。
- 現在、3常任委員会で8人ずつという構成。常任委員会を基本として7名ずつ、6名ずつと考える。議員数を20名とすると構成しにくいのでは、また、一気に2名減ることはどうか、委員が7名はありえなくはないが、議会活動への影響を考えた議論は必要。

- 減らした後の議員活動が市民に不利益をもたらさないということに責任を持ち、かつ、政策提案やチェック機能を果たし、どう強化していくかということを示すことがセットにならなくてはならない。

(議員報酬と関連した主な意見)

- 22人という数は、ある程度小さな地域の周辺の声も拾いつつ、人数を減らして報酬を上げるというのがバランスで出てくるのではないかと。
- 少数であっても専門性を高めて対応していく覚悟と、その代わりに報酬をというのが読み取れる。少数でもやれるんだという共有認識を持っておられる。
- 議会活動を濃密にしていく必要があるし、色々な社会構造からしても若い人が入ってくるということは、議員報酬以外の収入がある人でないと入ってこれないというのは越えていく必要があるので、報酬を高めるべきというのでもよい。
- 減らすということが、ある程度合理性を感じているということも受け止めつつ、議会が持っている機能や役割を不用意に減らすことは市民のためにはならないので、減らした後のそれぞれの活動が市民に対して不利益をもたらさないものだ、ということに責任を持ち、かつ提言やチェック機能を果たす。そうすれば当然活動時間は増えるし、処遇に反映させるというのはあり得る。
- 本当にもっと活動したいから政務活動費を上げてくれ、という意見がでてきてほしい。だから少数精鋭でもできる、報酬はそんな上げないが政務活動費は上がる可能性はある。

(Ⅱ. 1. (1)及び別紙資料参照)

3 議員定数の妥当性の検証・見直す場合の議論すべき事項

調査委員会としての見解を踏まえ、近江八幡市議会において目指すべき議会のあり方について議論されることを想定しているが、その際に特に重要とされる事項の主な内容は次のとおりである。

(1) 市議会議員の認識等からの検討

これまでの経過も含めて、長年の懸案事項であることは大多数の議員が認識しており、議員アンケート調査結果や滋賀県内自治体・全国類似団体の関係資料等を踏まえ建設的な議論を望むところである。

(2) 常任委員会の機能面からの検討

議員定数を考えるうえで、委員会のあり方がその目安のひとつになり得る。近江八幡市議会の常任委員会数（予算常任委員会除く。）は現行3である。各委員会の委員数は定数8人であるが、現在、欠員があり7人の常任委員会が存在する中において、委員長を除く6人での様々な角度から実質的な議論は可能とも考えられる。議員アンケート調査結果からも同様の意見も確認され、このことから議員定数22名での議会運営も可能とも考えられ、議員定数の減の余地もあることから議会内での議論により合意も見込めると判断される。

(3) 市民等に対する議員定数と議員活動の説明責任からの検討

議員定数を減じることは、議会が持っている機能や役割を減退させるおそれがあり、減らした後の議員活動が市民に不利益をもたらさないということに責任を持ち、かつ、政策提案やチェック機能を果たし、どう強化していくかということを示すことを念頭に議論を望むところである。

(4) 議会改革への対応等の必要な人的資源面からの検討

人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい社会経済情勢にある中、財政需要は高まり、今後、地方自治体においても更に厳しい行財政環境を迎えることになる。議会に対する市民等からの視線も厳しさが増すことは必至であることから、議員定数と議員活動等の観点から説明責任を果たすとともに、改革姿勢を示すことも必要である。

また、議会改革の観点から、近江八幡市議会においても、各委員会での所管事務調査（市から提出された議案の審査だけでなく、委員会が自主的に専門的に行う所管事務についての調査）の実施、市民との情報及び意見を交換する懇談会の開催、政策条例の議員提案への取組み等が期待され、これらの活動を支えるに足る人的資源と活動の確保が必要であることを踏まえた議論を望むところである。

IV 議員報酬について

1 他団体との比較

県内の議員定数及び人口の同規模自治体及び全国の類似団体の調査を実施した。その調査結果から比較を行ったところ、現議員報酬は、県内同規模自治体の平均と比較すると若干低い水準にあると言える。また、全国類似団体の平均と比較しても低い水準にあると言える。

また、議員報酬と関連する議員活動アンケート調査結果から判断すると、新型コロナウイルス感染症による議員活動の影響も鑑みただ、これまで、同様の調査を実施した他市の参考値と比較しても若干下回るものの同程度であると判断できる。

【滋賀県内同規模自治体 比較】

(単位：円)

市名	議員定数	議長	副議長	議員	備考
近江八幡市	24	455,000	400,000	360,000	
草津市		558,000	492,000	443,000	
彦根市		534,000	454,000	405,000	
甲賀市		440,000	383,000	345,000	
守山市	20	492,000	422,000	382,000	
栗東市	18	420,000	357,000	325,500	
平均	—	483,166	418,000	376,750	

【全国人口類似団体 比較】

類似団体平均	—	513,000	455,000	420,000	(19市)
--------	---	---------	---------	---------	-------

2 委員会における検討

(1) 委員会としての見解

調査委員会では、近江八幡市議会の議員報酬について、各種資料に加え、現状における議員の認識や考え方等を把握するために行った議員アンケート調査結果を踏まえ、各委員が意見を述べて議論し、以下の点で一致した。

まず、議員報酬額の絶対的基準は存在しないことである。各自治体議会の現在に至る経緯があつて現状の状況があるものと理解している。

また、現状は「議員報酬以外」の収入がある議員が多いが、制度設計としては「多様な人材が議員になる」ことの可能な、「議員活動に専念できる報酬水準」であることが前提であろう。

活動時間には議員によって大きな差がある。この点については、(個人の事情や姿勢に帰すことよりも) 委員会の活動を活性化することで議員活動の一層の活性化が期待されるものである。

以下、次項で委員会としての見解をまとめるにあたって示された各委員の意見を紹介し、次節で議会において報酬の妥当性を検証し、見直す場合に検討すべき論点を示す。

(2) 各委員からの意見

委員会で各委員から出された意見は以下のようにまとめられる。

(議会活動実態調査・議員報酬アンケート調査結果に関する主な意見)

- 活動量の比較で、市長の活動時間を8時間×30日とすると違和感がある。市長の活動を1日8時間として、週40時間として各月母数を作って比較すると、議員の活動量は0.6ではなくもう少し高くなるのでは。また、コロナの影響で例年よりも議員の地域における活動等が減少したという事情も考慮されるべきであろう。
- 2か月間の集計で、他に収入のない議員の個人議員活動時間の多さというのを議会としてどう受け止めるのか。単純に平均時間で倍のスコアになる。
- 議員の1か月の活動時間の平均は138.3時間であるが、議員個人で見ると、少ない人は14時間で、いちばん多い人で289時間と大きく違う。
- 議員は非常勤特別職であるが、一方で、議員報酬は労役に対する対価であることから、議員活動には質、量が伴う必要がある。
- 議会活動を活発化させるには、委員会主義を取っており、常任委員会の活動、特別委員会、内部委員会も含めて活発にならないと議会が活発にならない。議会のある月で、本会議の時間に対しての割合が4分の1くらいであるので、もう少し活動が活発になることが望まれる。

(議員報酬に関する主な意見)

- 相対的な比較では、報酬増ということはあると思う。その要因としては、活動量としてはそれなりに動いておられる時間というのは評価することができる。

- 専業か兼業かで結構大きな差が出ているので、そこはどう説明するのか難しいが、活動内容とその活動量に対する県内の他市との相対的な比較で言うと、質評価の以前に増額する余地はあると考えられる。
- 議員は特別職なのに市の部長クラスより低いのはどうなのかと感覚的には思う。議員のステイタス(社会的地位)のような一般論でいくと42万円くらいあってもおかしくないのではないか。議員を専業で比べた場合、部長職の給料と同じくらいの月額報酬ではないのかと思う。
- 報酬については、比較でいっても活動量でいっても増額の余地はある。定数については、類似団体より少し人数多めなので、比較で言うと減の余地がある。
- 議員定数、議員報酬を決める前に考えることとして、議会基本条例に書いてあることに応えようとする、やはり常任委員会の活動が時間的に見るとより活発になることが望まれる。そもそも議会基本条例で考えている議員や議会のあり方はどうなのかということを議論することが、結論を出すために必要である。10年経った議会基本条例と議員皆さんの活動を振り返って分析し、議会・議員のあり方を考えたうえで、ここは変えるべきだということをまとめて、それとセットで定数・報酬を決断してくださいということである。
- 常任委員会の委員長の役職加算については、常任委員会の活動を活発にしていくのなら、大きな金額ではないが、加算することは無茶な話でもないと思う。議会の活性化することに繋がる契機にもなる。
- アンケートの自由記述の中で、報酬は上げ、その代わりに政務活動費は下げるという記述があったが、議会活動を活発にしていくならば、政務活動費を下げるのは合理性を欠くのではないか。

(Ⅱ. 1. (2)、2. (1)及び別紙資料参照)

3 議員報酬の妥当性の検証・見直す場合の議論すべき事項

議員報酬額の絶対的な基準がないことから、調査委員会としての意見を踏まえ、様々な視点から検証することとし、次のとおり確認した。

(1) 他市との比較

① 県内同規模自治体平均

(定数・人口から草津市、彦根市、甲賀市、守山市、近江八幡市、栗東市)

議 長 483,166 円 (近江八幡市議会が 28,166 円低い)

副議長 418,000 円 (近江八幡市議会が 18,000 円低い)

議 員 376,750 円 (近江八幡市議会が 16,750 円低い)

② 全国類似団体平均（19市）

議長 513,000円（近江八幡市議会が58,000円低い）

副議長 455,000円（近江八幡市議会が55,000円低い）

議員 420,000円（近江八幡市議会が60,000円低い）

③ 常任委員会委員長の役職加算

県内同規模自治体においては制度化されていないが、全国市議会議長会調査（平成30年12月31日現在）では、全815市中、218市（26.7%）において報酬加算が制度化されており、平均14,000円の加算となっている。

④ 議員定数との関連

近江八幡市議会24人に対し、県内同規模自治体平均では22.33人、全国類似団体平均22.75人で、現行定数は上回っている。

(2) 市特別職との比較

近江八幡市長の給料月額、880,000円であり、現行の議員報酬は360,000円である。金額の比較では、市長を1とすると議員は0.41となる。

調査委員会が把握している議員と首長の公務時間の単純比較では、首長を1とすると議員は約0.7と試算されている。近江八幡市議会議員の議員活動アンケート調査結果では、0.6相当となる。近江八幡市の試算値を用いると、

880,000円（市長の給料月額） $\times 0.6=528,000$ 円であり、現行の議員報酬額は下回っている。

また、県内13市の市長給料に対する議員報酬の割合の平均0.44で試算すると

880,000円（市長の給料月額） $\times 0.44=387,200$ 円であり、現行の議員報酬額は下回っている。

(3) 一般職の給与水準との比較

市議会に出席している管理職（部長級）の平均給料月額約428,000円との比較では、議員報酬額は、68,000円低い結果となる。

(4) 市の財政状況について

市の財政状況は、他市同様に経常収支比率が高くなってきており、財政構造の硬直化の傾向がみられるものの、健全化判断比率はいずれも良好な数値を示している。一方で、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい社会経済情勢にある中、財政需要は高まり、今後、地方自治体においても更に厳しい行財政環境を迎えることになることが想定される。

以上の検証結果と各委員の意見をもとに、現行の議員報酬額については、各検証事項の数値から低い金額であることは考慮する必要があり、議員報酬を上げる余地はある。

このことから、妥当性の観点やコロナ禍等の影響による厳しい社会経済状況、行財政環境、議員定数や議員活動の負荷を含めて検討することを提言する。

近江八幡市においては、これまでから市長の諮問機関である報酬審議会の答申に基づき議員報酬の改定が行われてきていることから、この報告書内容も参考にされ審議されることを望むものである。

V 議会改革について

議員定数及び議員報酬の妥当性等を検証する中において、密接に関連している事項である「議会改革」に関する意見として次のことが望まれる。

まず、議会基本条例に謳われている責務を果たすためにも積極的な取り組み姿勢と活動が望まれる。

自治体議会に「議会基本条例」が制定され15年が経過するとされている。近江八幡市議会基本条例は、平成23年3月18日制定し、同年4月1日から施行され、その後、大きな改正もなく今日に至り10年が経過しようとしている。当該条例の制定施行により議会改革の進展につながったのか、議会基本条例に規定されている目的、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、討論の尊重、委員会の活動、議会及び議会事務局の体制整備、政務活動費、議員の政治倫理・身分及び待遇、他の条例との関係及び見直し手続きの各項目について、自治体の主権者である市民にその成果を示すことができたのか等の分析と評価が必要である。

加えて、新型コロナウイルス感染症が日本では2020年から感染拡大し、これまでは自然災害における緊急事態への対応が議論されてきたが、感染症等のまん延等の場合も想定した危機管理、議会活動の継続や情報通信技術の活用の観点で議論されており、議会基本条例に新たな事項を盛り込む必要があると思われる。こうした状況を踏まえて、条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置が講じられることを望む。

また、議員定数及び議員報酬の見直しに関連しては、その後の議員活動が市民に不利益をもたらさないということに近江八幡市議会が責任を持ち、かつ、政策提案やチェック機能を果たし、どのように強化していくかということを示すことが重要であることをあらためて確認しておきたい。

おわりに—調査報告書の提出にあたって

調査事項を審議するに当たっては、委員会では、現在、また今後の近江八幡市議会のあり方と切り離しては議論できないものであると考えた。

そのため、現状における各議員の認識や考え方の把握のためのアンケート調査を行ったが、近江八幡市議会と議員各位には、国政選挙、政務活動や市議会定例会等多忙にも拘わらず議員アンケート調査に快く協力いただいた。調査委員会としても厚くお礼申し上げる次第である。

既に述べたように、議員定数や議員報酬については、客観的で絶対的な基準は存在しない。それだけに、議会が、市民の信託に応えるためにどのような議会を目指すのか、まずはその「あり方」を決定し、それに基づいて議員定数、議員報酬の議論をなされるべきである。

また、議会は自ら決めた内容について、市民に根拠を説明し市民の理解・納得が得られるようにしなければならない。つまり、議会には自ら判断したことの説明責任を果たすことが求められるのである。

最後に、調査委員会としては、本報告書の内容が近江八幡市議会にとって今後の自らのありかたを真摯に議論する契機となり、制定10年を迎える議会基本条例を活かし、貴議会が市民の信託に応える議会として更なる発展を遂げることを願うものである。



滋賀県内各市議会の状況

No	市名	議員定数	常任 委員会数	人口 (R3.1.1現在)	議員1人あたり 人口	面積	議員1人あたり 面積	財政力指数	議員任期	備考
1	大津市	38	4	344,218	9,058	464.51	12.22	0.82	令和5年4月30日	
2	長浜市	26	3	116,840	4,494	681.02	26.19	0.55	令和4年7月31日	R4年 26人→22人
3	東近江市	25	3	113,642	4,546	388.37	15.53	0.63	令和3年10月31日	
4	草津市	24	3	135,850	5,660	67.82	2.83	0.96	令和5年9月30日	
5	彦根市		3	112,546	4,689	196.87	8.20	0.81	令和5年4月30日	
6	甲賀市		3	90,197	3,758	481.62	20.07	0.70	令和3年10月31日	H29年 27人→24人
7	近江八幡市		3	82,331	3,430	177.45	7.39	0.68	令和5年4月29日	
8	守山市	20	3	84,511	4,226	55.74	2.79	0.87	令和5年10月15日	
9	栗東市	18	3	70,364	3,909	52.69	2.93	0.99	令和5年5月31日	
10	湖南市		3	55,021	3,057	70.40	3.91	0.80	令和3年10月31日	
11	野洲市		3	50,975	2,832	80.14	4.45	0.82	令和3年10月31日	H29年 20人→18人
12	高島市	13	3	47,544	2,641	693.05	38.50	0.39	令和7年2月12日	H29年 20人→18人
13	米原市		3	38,525	2,140	250.39	13.91	0.55	令和3年10月31日	R3年 18人→16人
平均				103,274	4,188		12.23	0.74		

滋賀県内各市議会の状況（報酬）

※人口順

市名	令和2年 12月 人口(人)	議員 定数 (人)	議員一人 あたりの 人口(人)	常任 委員会 数	議長報酬 月額(円)	副議長報酬 月額 (円)	議員報酬 月額 (円)	市長給料 月額 (円)	市長給料に対 する議員報酬 の割合(%)	議員報酬 年収 (円)	議員報酬 総額 (定数×年収) (円)	市民一人あたり 議員報酬 年額(円)
大津市	344,218	38	9,058	4	657,000	611,000	563,000	1,032,000	0.55	9,019,260	345,006,720	1,002.3
草津市	135,850	24	5,660	3	558,000	492,000	443,000	926,000	0.48	7,096,860	172,951,920	1,273.1
長浜市	116,840	26	4,494	3	460,000	400,000	370,000	900,000	0.41	5,927,400	156,034,800	1,335.5
東近江市	113,642	25	4,546	3	460,000	390,000	370,000	900,000	0.41	5,927,400	149,947,200	1,319.5
彦根市	112,546	24	4,689	3	534,000	454,000	405,000	925,000	0.44	6,463,800	157,972,080	1,403.6
甲賀市	90,197	24	3,758	3	440,000	383,000	345,000	867,000	0.40	5,526,900	134,776,260	1,494.2
守山市	84,511	20	4,226	3	492,000	422,000	382,000	877,000	0.44	6,096,720	124,383,240	1,471.8
近江八幡市	82,331	24	3,430	3	455,000	400,000	360,000	880,000	0.41	5,767,200	140,575,500	1,707.4
栗東市	70,364	18	3,909	3	420,000	357,000	325,500	684,000	0.48	5,214,510	95,879,700	1,362.6
湖南市	55,021	18	3,057	3	440,000	380,000	350,000	760,000	0.46	5,548,375	101,773,050	1,849.7
野洲市	50,975	18	2,832	3	430,000	380,000	350,000	812,000	0.43	5,548,375	101,614,525	1,993.4
高島市	47,544	18	2,641	3	400,000	340,000	310,000	750,000	0.41	4,914,275	90,359,250	1,900.5
米原市	38,525	18	2,140	3	400,000	330,000	300,000	785,000	0.38	4,755,750	87,664,325	2,275.5
平均	103,274	23	4,188	3	472,769	410,692	374,885	853,692	0.44	5,985,140	142,995,275	1,568.4

議員定数・議員報酬 類似団体比較表

No	都道府県	市区名	人口 R2.12.31 現在(住数)	面積 (㎡)	標準財政規模 (R元/年度) (千円)	財政力指数 (R元年度)	議員定数 R2.12.31 現在	議員1人 当たり人口	議員1人 当たり面積 (㎡)	報酬			政務活動費		備考
										議長	副議長	議員	金額	支給単位	
1	秋田県	大仙市	79,233	866.79	27,798,533	0.34	28	2,830	91.41	510,000	466,000	432,000	18万円/年 (1人あたり)	会派	次回改選より定数24名
2	新潟県	柏崎市	81,745	442.03	23,800,568	0.70	26	3,144	17.00	491,000	420,000	394,000	36万円/年 (1人あたり)	会派	次回改選より定数22名
3	京都府	舞鶴市	80,910	342.13	19,099,011	0.68		3,112	13.16	570,000	480,000	440,000	26万円/年 (1人あたり)	会派	
4	京都府	亀岡市	87,847	224.80	18,683,963	0.60		3,660	9.37	560,000	490,000	440,000	18万円/年 (1人あたり)	会派	
5	岐阜県	高山市	86,665	2,177.61	27,420,588	0.53	24	3,611	90.73	488,000	442,000	416,000	20万円/年 (1人あたり)	会派	
6	栃木県	日光市	80,168	1,449.83	24,499,932	0.59		3,340	60.41	490,000	410,000	380,000	支給なし	-	政務活動費支給なし (条例制定なし)
7	滋賀県	近江八幡市	82,931	177.45	18,289,641	0.68		3,430	7.39	455,000	400,000	360,000	24万円/年 (1人あたり)	会派	
8	岐阜県	関市	87,250	472.33	23,046,805	0.62	23	3,793	20.54	480,000	440,000	416,000	12万円/年 (1人あたり)	会派	正副議長の報酬は平成28年改正
9	愛知県	あま市	89,078	27.49	17,897,477	0.75		4,049	1.25	516,000	451,000	405,000	支給なし	-	政務活動費支給なし (条例制定なし)
10	愛媛県	西国中央市	85,450	421.24	23,687,373	0.75	22	3,884	19.15	481,000	424,000	391,000	24万円/年 (1人あたり)	個人	
11	福井県	越前市	82,293	230.70	19,664,612	0.74		3,741	10.49	465,000	407,000	387,000	72万円/年 (1人あたり)	個人	
12	北海道	岩見沢市	80,410	481.02	23,980,126	0.38		3,655	21.86	470,000	415,000	384,000	12万円/年 (1人あたり)	会派	
13	北海道	室蘭市	82,977	80.88	22,437,860	0.62	21	3,951	3.85	480,000	450,000	415,000	24万円/年 (1人あたり)	会派	
14	東京都	あきる野市	80,221	73.47	16,561,478	0.72		3,820	3.50	510,000	456,000	433,000	24万円/年 (1人あたり)	会派	
15	奈良県	大和郡山形市	85,308	42.69	18,572,453	0.72		4,265	2.13	690,000	620,000	560,000	支給なし	-	政務活動費支給なし (条例制定なし)
16	愛知県	尾張旭市	84,054	21.03	14,983,701	0.92	20	4,203	1.05	533,000	464,000	426,000	15万円/年 (1人あたり)	会派	
17	滋賀県	守山市	84,511	55.74	16,595,216	0.87		4,226	2.79	492,000	422,000	382,000	25万円/年 (1人あたり)	会派	
18	埼玉県	行田市	80,236	67.49	16,951,543	0.71		4,012	3.37	482,000	429,000	407,000	12万円/年 (1人あたり)	会派	
19	大阪府	貝塚市	85,120	43.93	18,425,874	0.68	18	4,729	2.44	589,000	561,000	523,000	36万円/年 (1人あたり)	個人	
類似団体 平均										513,000	455,000	420,000			
										最大	690,000	620,000	560,000		
										最小	455,000	400,000	360,000		

近江八幡市議会における議員定数及び議員報酬に関する アンケート調査結果

1 調査目的

近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会における審議のための基礎資料として、議員定数及び議員報酬に関する現職議員の考え方についてアンケート調査により把握することを目的とする。

2 実施要領

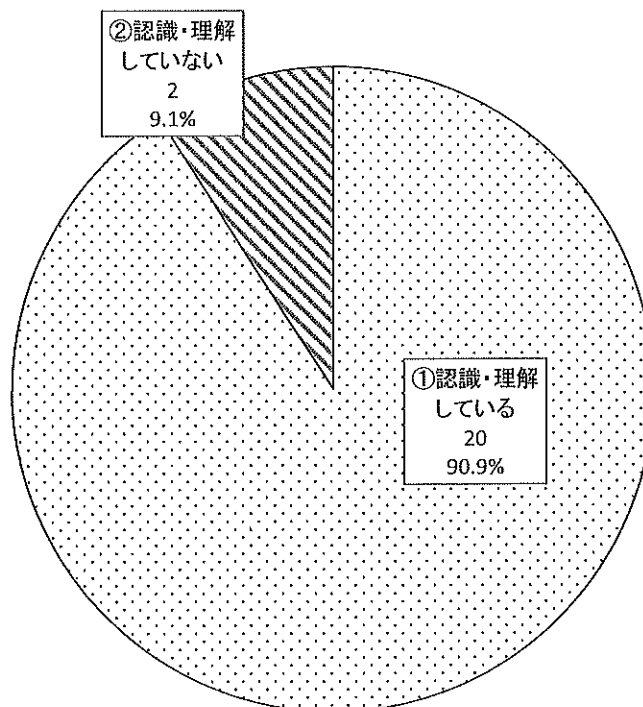
調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
近江八幡市議会議員（22名）	22	22	100.0%	令和3年 10月18日～ 10月29日	直接配布・回収 （無記名）

3 調査結果

◆定数について

【問1】 経過も含めて長年の懸案事項であることは、議員として認識・理解されていますか。

- ① 議員として認識・理解している
- ② 議員として認識・理解していない



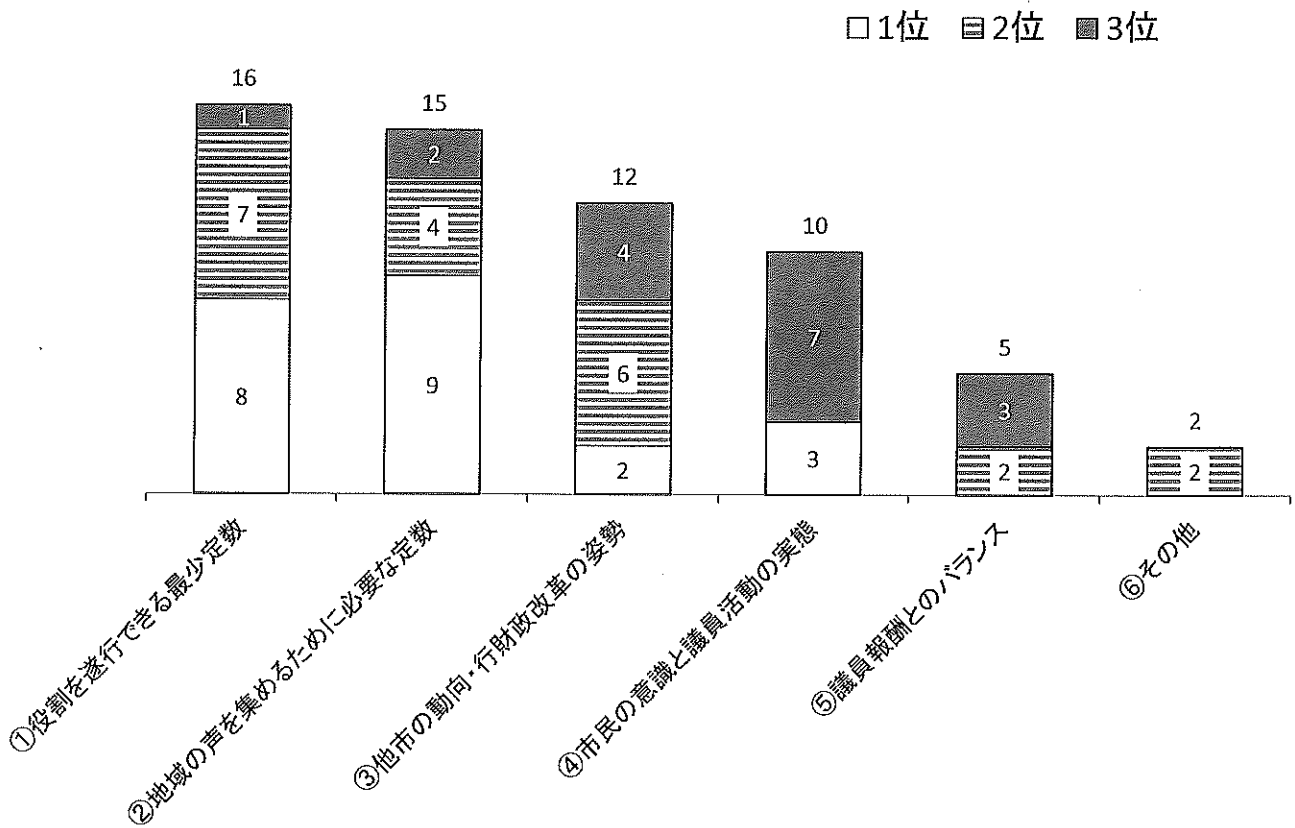
【問2】	議会在将来どのような議会を目指し運営して行くのか、その姿を示すことによって議員定数、議員報酬は決まってくると思いますが、近江八幡市議会の今後の方向性をどのように考えていますか。(自由記載)
------	------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 将来目指すべき近江八幡市の姿について、積極的に議論がなされている議会であらねばならない。現状は執行部提案を追認している状況にあり、議員からの提案も増やしていくべきである。
- ・ 地方住民の要求にこたえることが地方政治の精神だと考えています。そのことから、政治をしっかりと住民に知らせていく。住民の要求を議会で解決していく努力をする議会が必要です。
- ・ 様々な年代層、職業、立場の市民の声を聞き、課題をまとめ、積極的に政策を提言していくことが大切だと思います。
- ・ 議会運営に住民参加を広げ、市民に開かれた議会。
- ・ 市政全般について市民の意見を的確に把握し、市民の代表として相応しい議員活動を行うことが保証でき得る議員定数。
- ・ 議会がこれからも果たしていく役割は、多様化する市民のニーズや意見を十分に汲み取り市政に活かすこと。透明性のある市政にするためのチェック機能、コロナをはじめ大災害に備えること、めざましい社会の変化に対応し市民福祉を考えていくこと等、検討事項はますます増えていくと予想されます。議会の役割は重要と考えます。
- ・ 議員の仕事に専念できる人材と報酬の確保をしてより専門性の高い優秀な人材で議会運営を行なう。
- ・ 職務を全うする。市民の声を聞き、市政に反映する。個人・議員間での政策立案。当局の皆さんとともに、政策を練っていく。議案の審査等々。市民に広く知らせていく。
- ・ 議会が一つのチームになって、上記のような取り組みを真摯に行い、市政を盛り上げていければと考える。
- ・ 基本的には、多様な住民意見を市政に反映する事につきると考えるが、議員定数減の方向では、議会は公正公平な視点から監査型議会になると思われる。そのことから、議員・議会・委員会の専門性がより求められる議会になると考えます。
- ・ 画一的から多様化へと流れていく中、時代に的確に対応する為、多様な住居（若者、女性、サラリーマン など）が参画しやすい形態の模索。
- ・ 議会人として単に本会議などに出席して議案の審査を行うだけではなく、行政に関する調査研究や地域の代表として住民の意思を把握することが出来る人材育成の促進。
- ・ 地域に貢献したい考えがあっても、現在の所得を放棄してまで議員になろうと思う人が少ないのが現実である。特に若年層に対して魅力ある議会として家族が養える報酬及び老後へのことを心配することがない環境整備の取り組み。
- ・ 子どもから高齢者まで誰からも身近に感じてもらえ、透明性の高い議会を作っていきたい。
- ・ 市民を代表する議決機関として公正性、公平性及び透明性を重視する事を目指していますが、専業で議員として活動するには、4年間の保証をしっかりと行うべきである。
- ・ 絶えず市民サイドに立ちながら市政発表を考えるべきと思う。自己保身に陥る事はあってはならない事である。各議員報酬についてはある程度生活が保証される範疇である事が大切と思う。

- ・市当局とは是々非々で近江八幡市の将来を話しあう議会にするべきであると考えております。そのためには常に研鑽を重ねて、新しい知識を入手していく議員が必要であると考えております。不勉強な議員に合わせるのではなく、置いていき突き放す議会にしていかなければならないと考えております。例えば定例会ひとつにおいても、不勉強な議員や他人に作ってもらった質問はすぐにわかりますので、定例会ごとの成績表を第三者につけてもらう事が必要と考えます。
- ・定数も報酬もある程度減らしてもよい、という意見ではありますが、報酬に関しては、現在の報酬額で人生設計をたてている議員、特に若い方にとっては急に報酬が減ることは厳しいかと思えます。ほんとうに議員と議会にしかできない役割・仕事は何なのか、を抜本的に見直す中で、適正な定数・報酬が決まってくるのではと考えます。アメリカのように本職は別にあり、夕方以降に今よりも限られた議員としての仕事をし、報酬も少なめ、という形もよいかと思うのですが、そのためには地方自治のあり方を定めた憲法や地方自治法といった法律を変えなければならないし、今とは全く違う地方議員像に対しての国民の理解も必要となります。いずれにしても、現在の国と地方の法律的・財政的枠組みをそのままにしてただ単に議員の定数と報酬を減らしても、人気とりにはなっても市政や地方自治の向上につながることはないのではと考えます。また、報酬を必要以上に減らすと議員の質の低下となり手不足につながるのではないかと思います。（定数が多すぎても質の低下を招くとは思いますが。）
- ・議会は市民を代表する議決機関として、公正性、公平性及び透明性を重視して、執行機関が行う市政運営を調査し監視する。
- ・定数削減し、削減した歳費を議員報酬の引き上げに割り振る考え方には反対。
- ・開かれた議会と議会改革や市民の政治へ興味離れ等を同じにするべきではない！各々の議員が品格を保持しつつ、議員活動をもっと活発にすべきである。特に広報・広聴活動などは、活発に行なえば行うほど負担が重むし、政務活動費だけでは賄いきれない。議員定数と議員報酬は切り離して考えるべきだし、政策選挙というより、おらが村選挙している本市で定数削減しても議員レベル向上に直結するとは思えない。
- ・現在コロナ禍において、議員の質問を減らすよう運営されていますが、それ以前の6月議会まで、定例会では毎回20人以上の議員が質問に立ち、3日間の個人質問の終了時間が午後6時、7時になることも珍しくありませんでした。このような状況で、議員定数を削減する必要はないと考えます。市内の小中学校区も12学区です。必ずしも学区に平均して議員がいるわけではありませんが市民の声を反映するのに現在の議員定数は適切だと思われま。
- ・議員報酬については、国民健康保険の負担が大きいこと、企業のような年金制度がないことなどが、とりわけ若い世代の議員には大変だと思えます。しかし、市民の経済状況やフルタイムで拘束される仕事でないことなどを考えると、これ以上の報酬の上乗せは必要ないと考えます。
- ・議決機関として公正、公平及び透明性を重視する事を目指すと思うが、議員として生活補償されるべきで定数削減し報酬を上げるべき。

【問3】 議員定数のあり方を考えるときに、重視しなければならないことや何を基準に判断すべきとお考えですか。(3つまで選択可・優先順位でお答えください)

- ① 議会運営における議会に託された果たすべき役割を遂行できる最少定数
- ② 市域面積、人口や地域の中の政治的な利害関係の調整及び地域の声を広く集めるために必要な定数
- ③ 厳しい行財政環境にある中で、他市等の動向も踏まえた行財政改革の視点と議会としての改革姿勢
- ④ 議会に対して市民が求める意識と議員活動の実態
- ⑤ 議員報酬とのバランス
- ⑥ その他

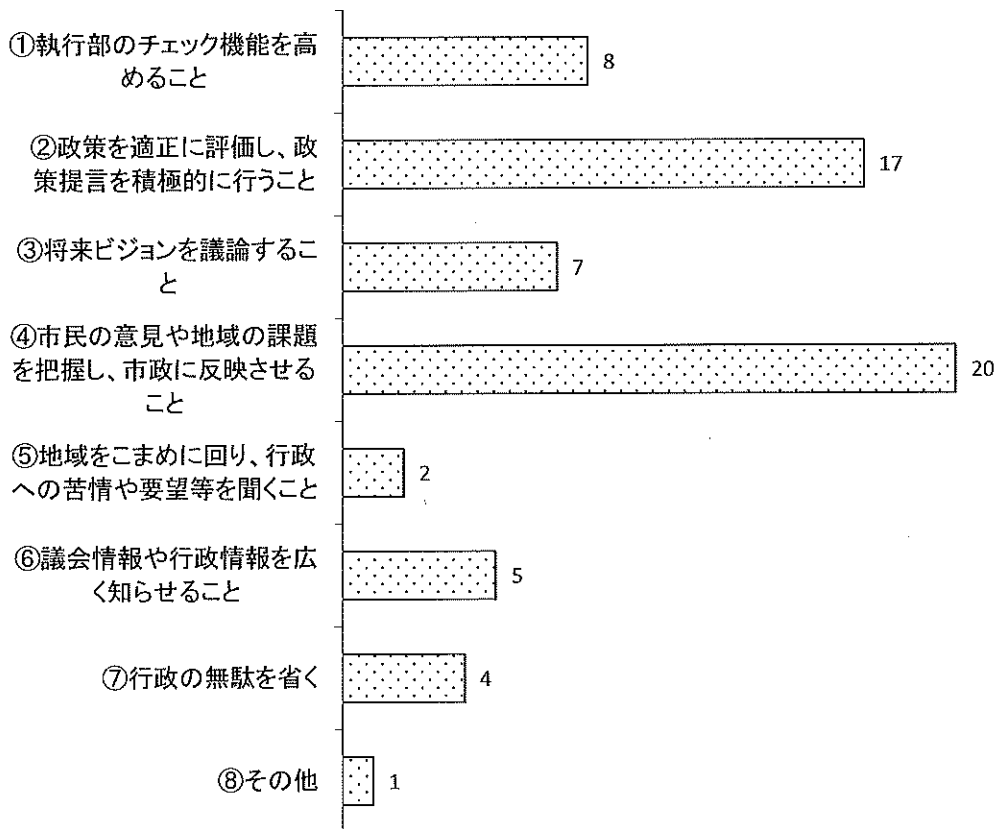


その他の意見

- ・ 定数の見直しと議員の資質が向上につながるのか。
- ・ 少数意見が反映されること。

【問4】 議決権以外に、議員の職務としてより重要と考える項目を3つお答えください。

- ① 執行部のチェック機能を高めること
- ② 政策を適正に評価し、政策提言を積極的に行うこと
- ③ 将来ビジョンを議論すること
- ④ 市民の意見や地域の課題を把握し、市政に反映させること
- ⑤ 地域をこまめに回り、行政への苦情や要望等を聞くこと
- ⑥ 議会情報や行政情報を広く知らせること
- ⑦ 行政の無駄を省くこと
- ⑧ その他

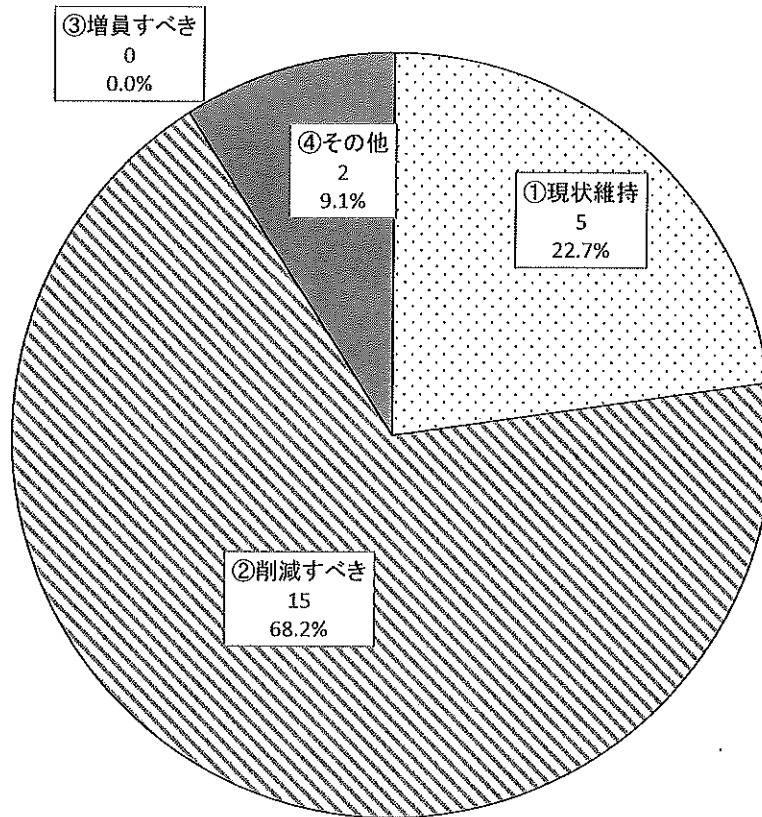


その他の意見

【問5】

自身が考える議会の将来像や方向性を鑑みて、現在の議員定数(24人)は、県内の状況や類似団体及び議会運営等からどのように考えていますか。

- ① 適当である(現状維持)
- ② 多い(削減すべき)
- ③ 少ない(増員すべき)
- ④ その他



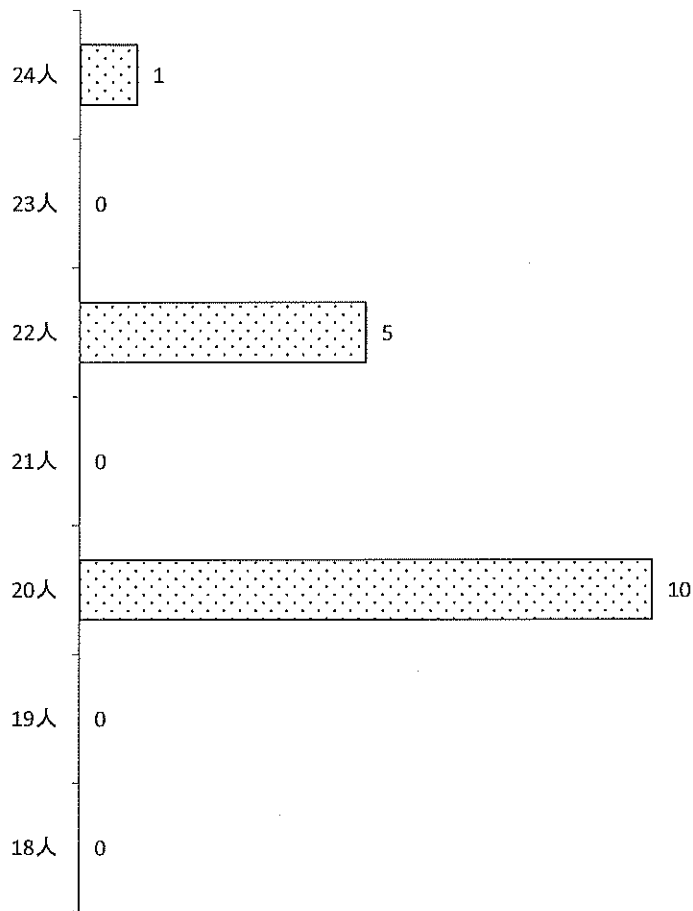
その他の意見

- ・他市等見ると削減なのだが現状維持でよい。
- ・現状でもよいと考えているが、2名減程度は許容範囲です。

【問6】

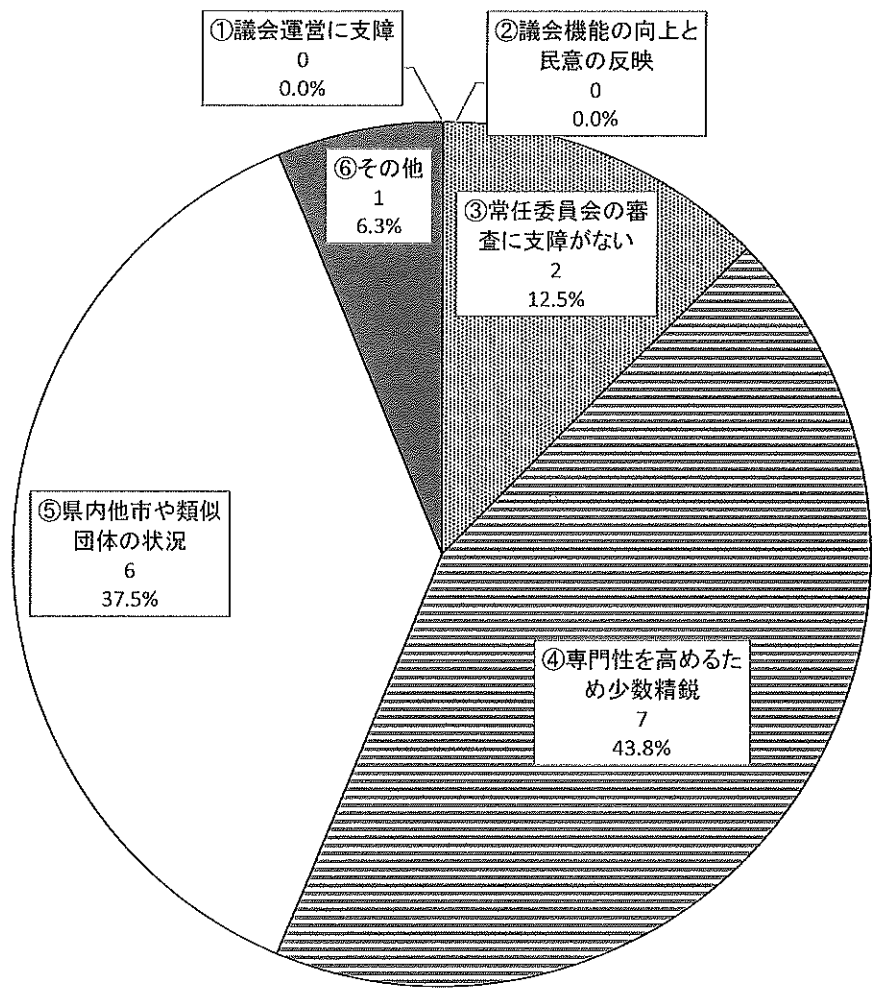
(問5)で②または③を選んだ方にお尋ねします。
望ましい議員定数は、何人だと考えますか。

回答平均 20.9 人



【問7】 (問6)を回答した方にお尋ねします。
その人数が望ましいと考えた理由をお答えください。

- ① 現在の議員定数では議会運営に支障があり定数を増やすべき
- ② 少子高齢・人口減少、グローバル化、情報化等の地方自治体を取り巻く環境が変化する中、議会機能の向上と民意の反映のため増やすべき
- ③ 3 常任委員会（予算常任委員会を除く）の審査に特に支障がないため
- ④ 厳しい行財政環境や議員の専門性を高めるため少数精鋭による定数とし、活動量に見合った報酬に見直すべき
- ⑤ 県内他市や類似団体の状況から定数の説明責任が果たせない
- ⑥ その他



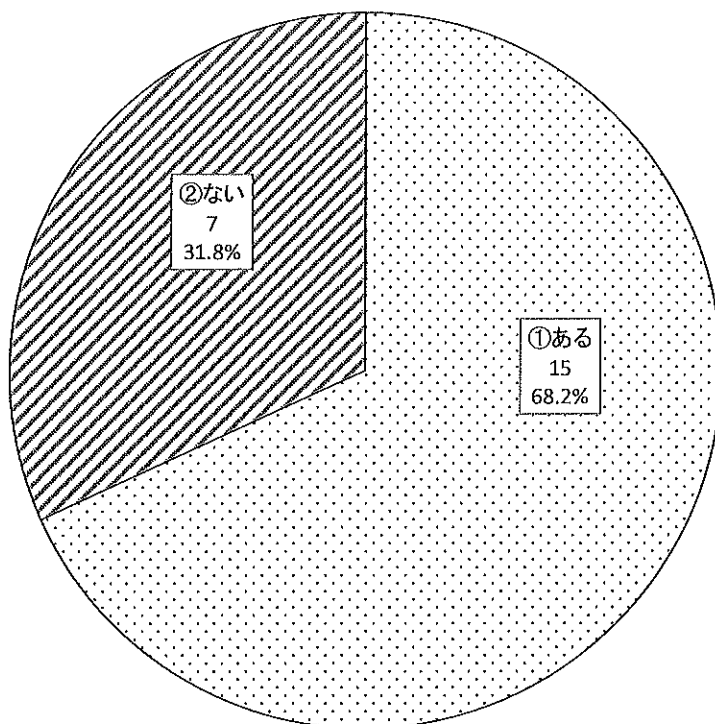
その他の意見

・議員自身がより厳しい状況に身を置き、競争原理を働かせることで切磋琢磨し、より質の高い議員を産む必要があると感じる。

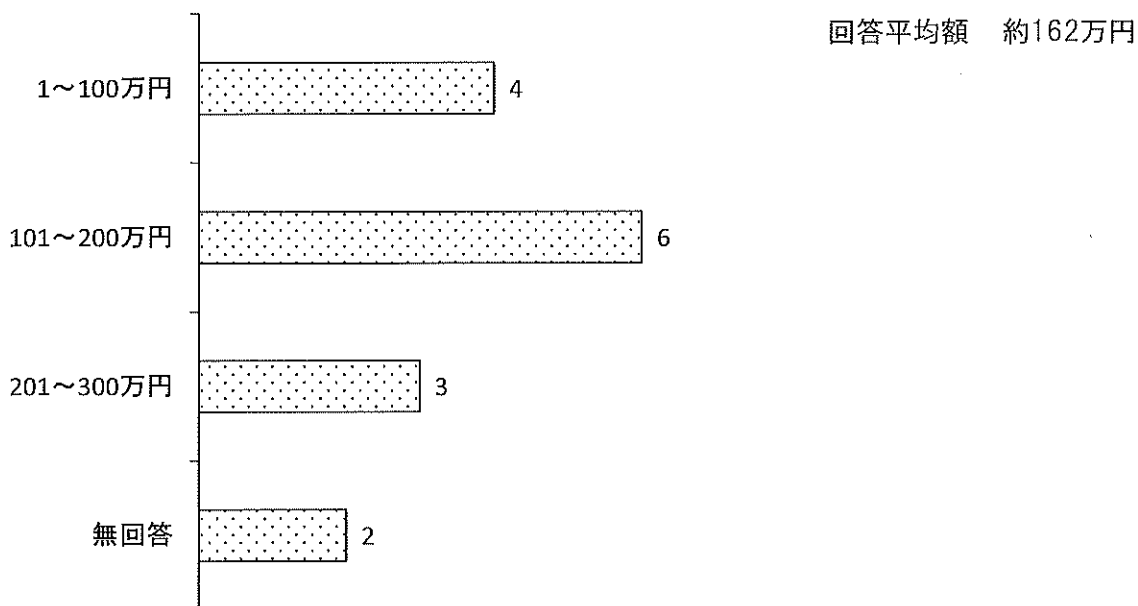
◆報酬について

【問1】 議員報酬以外の収入はありますか。

- ① ある
- ② ない

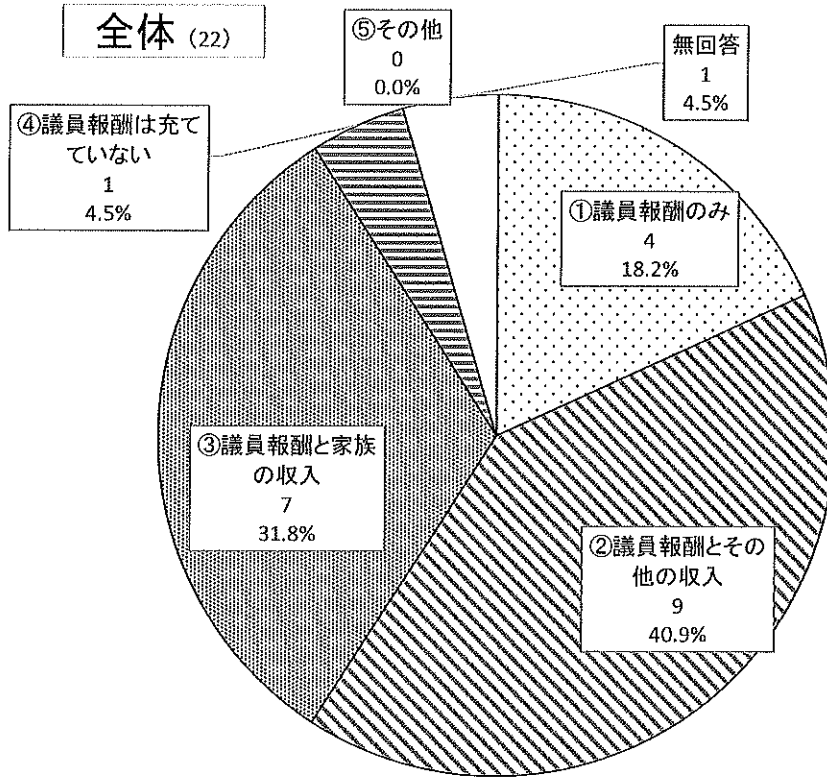


【問2】 (問1)で①と答えた方にお尋ねします。
議員報酬以外の収入の年間推定額はいくらですか。(令和2年実績)

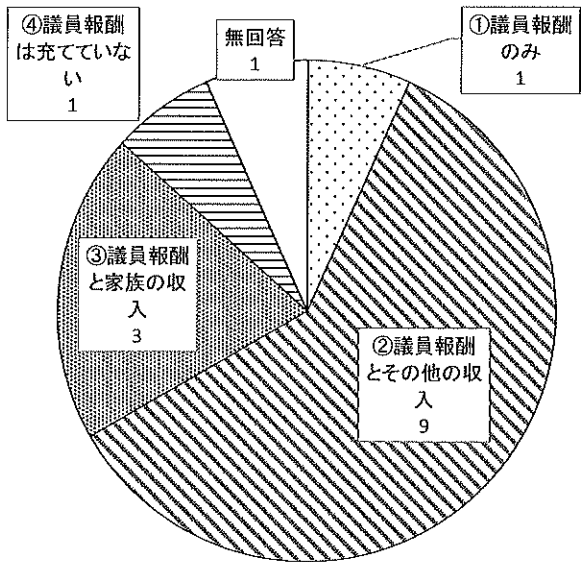


【問3】 家計を支える収入についてお尋ねします。

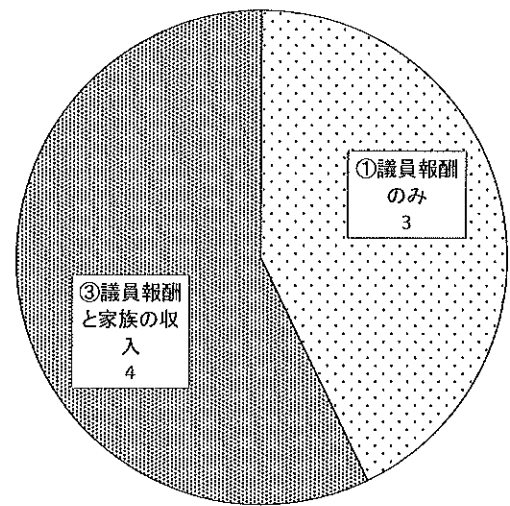
- ① 議員報酬のみである
- ② 議員報酬とその他の収入を充てている
- ③ 議員報酬と家族の収入を充てている
- ④ 議員報酬は充てていない
- ⑤ その他



議員報酬以外の収入あり (15)



議員報酬以外の収入なし (7)

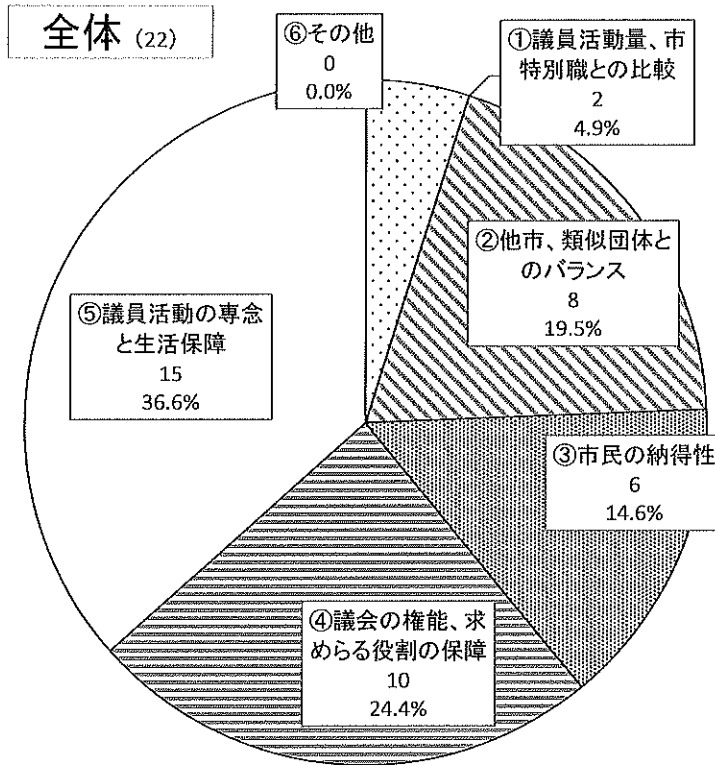


その他の意見

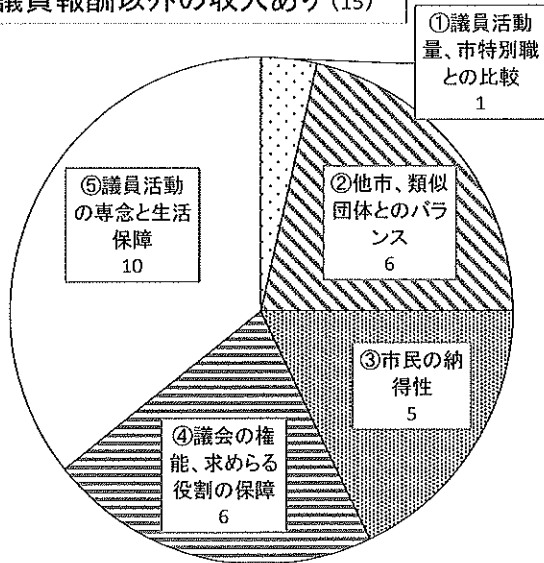
【問4】

議員報酬のあり方を考える場合に、重視しなければならないことは何だと考えますか。
(2つまで選択可)

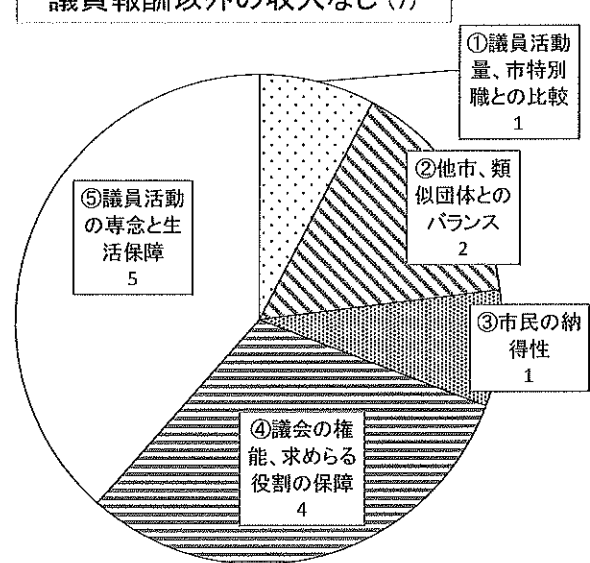
- ① 議会運営と議員活動量、市特別職との比較
- ② 他市等の類似団体とのバランス
- ③ 市民の納得性
- ④ 議会が有する権能、求められる役割から一定保障される報酬額の観点
- ⑤ 議員活動の専念と公平公正な立場を守るための報酬と生活保障の観点
- ⑥ その他



議員報酬以外の収入あり (15)



議員報酬以外の収入なし (7)

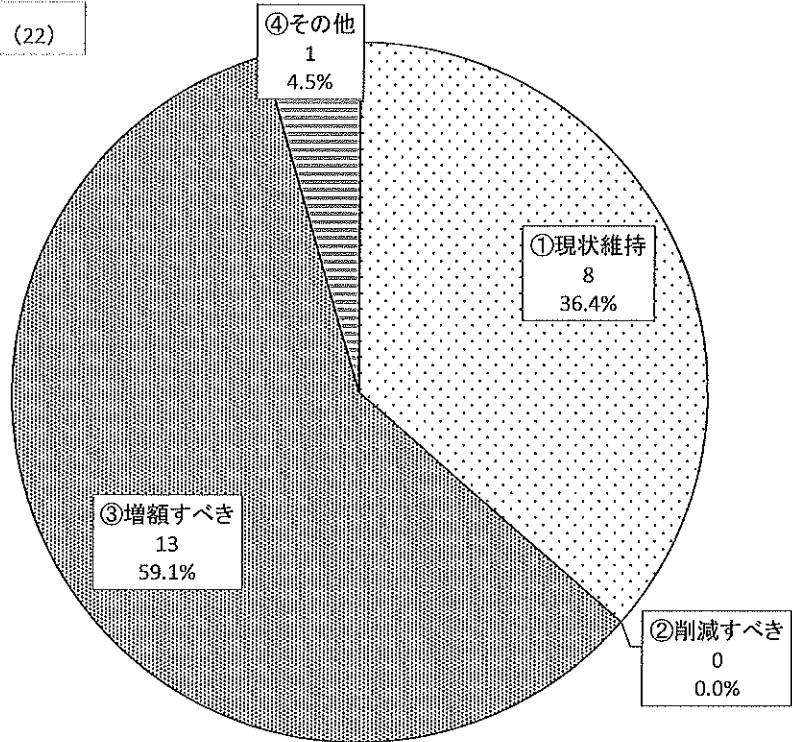


その他の意見

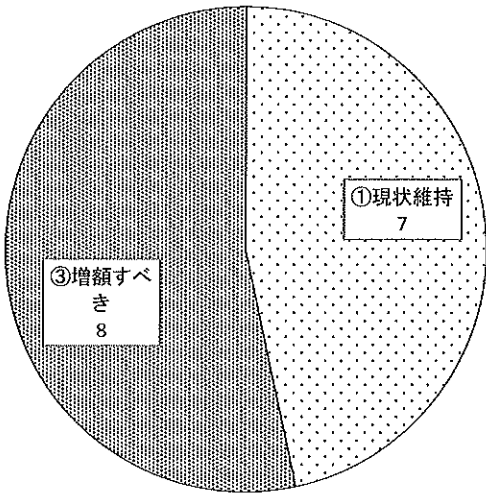
【問5】 現在の議員活動量から報酬額をどのように考えますか。

- ① 適当である（現状維持）
- ② 多い（削減すべき）
- ③ 少ない（増額すべき）
- ④ その他

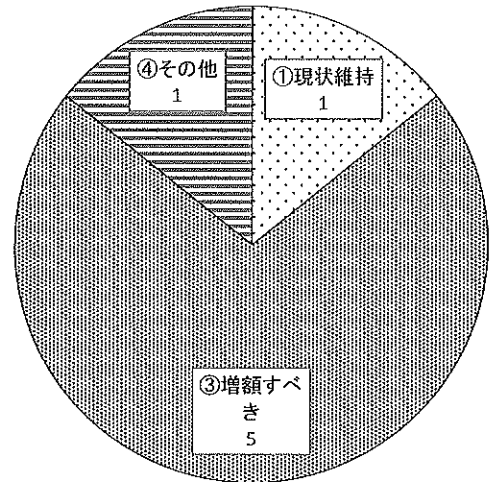
全体 (22)



議員報酬以外の収入あり (15)



議員報酬以外の収入なし (7)



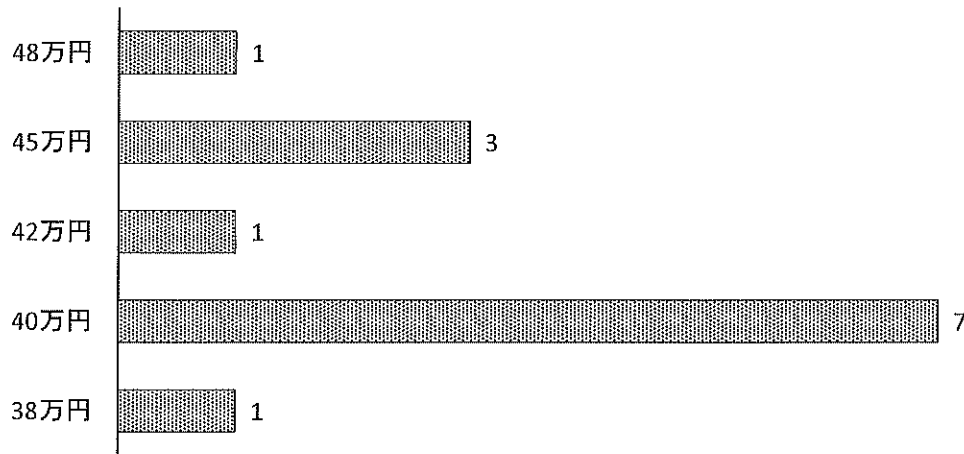
その他の意見

・ 当選回数および役職手当、また諸手当の検討。

【問6】

(問5)で③(増額すべき)を選んだ方にお尋ねします。
他市等の状況や社会経済情勢等を踏まえ、望ましい議員報酬額はいくらぐらいと考えますか。

回答平均 41.8 万円 (現状36万円)

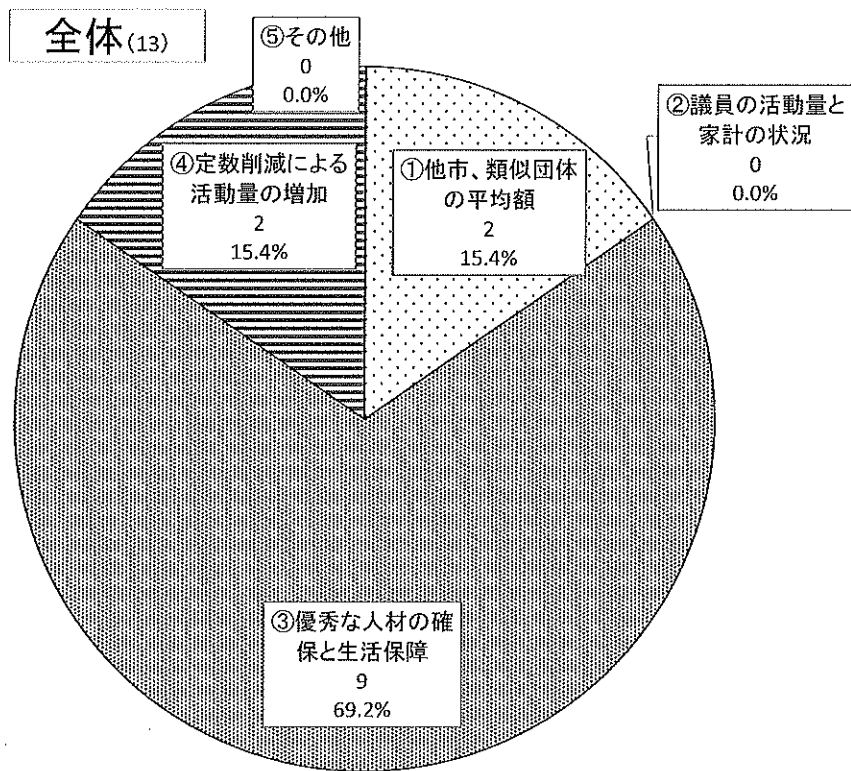


増減の考え方について記入ください

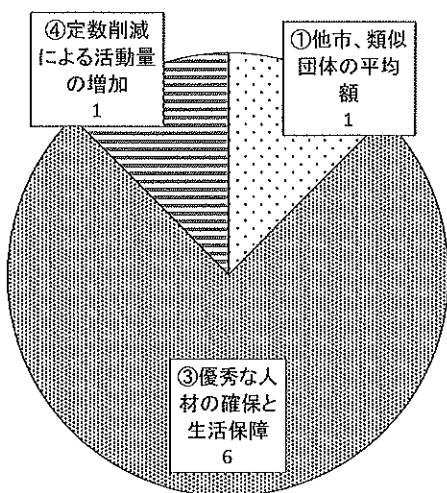
- ・安定した経済基盤の下に安定した議員活動が生まれると思うから。
- ・議員活動4年間の保証をしっかりと行なうべきである。
- ・現行制度では年金制度がない。従って将来の生活設計も考える事も重要と考える。
- ・定数を20と仮定した場合議員の一人の負担が大きくなる。そのため増額が必要と考えるので議員報酬4万円前後の報酬増加が望ましいと考える。その分の政務活動費を削減し、すべて実費での清算にするべきであると考えます。結果的には報酬4万円増、政務活動費2万円減の合計一人月額2万円の増に留めるべきであると考えております。
- ・長い年月増額していない。
- ・議員としての活動に専念し、たとえ子育て世帯であっても副業せずに生活できることが望ましいと考えます。委員会も活発化させ、登庁日を義務化することも必要と考えます。
- ・議員として活動したいと思うためには、日々のくらしがその報酬で成り立つことが必要です。若い人たちが、議員を目指せるように報酬の引き上げが必要です。私の過去の経験からも言えることです。
- ・全国的な平均よりやや少なめではあるが、現在の報酬よりはかなりマシで、議会活動に安定して専念するには必要な金額である。
- ・政務活動費では足りない部分や適性と考えたとしても、より活動量を高めていきたいため、また、さらに優秀な若い方の議員報酬を考えたとき、必要と想定する。
- ・大変難しい。それは、各議員の考え方・活動量によって、差が生じることから。大切なお金を使わせていただいているのだから、市民の皆さまに納得してもらえだけの仕事をしなければならないとの自覚と行動で働いていきたい。
- ・議員の年齢・副収入の状況により必要とされる金額は変化するが、多様な人材(議員)の参画を求めるとき、控除額、固定費(国保料等)を考慮した報酬。
- ・活動量に見合った報酬に見直すべきである。

【問7】 (問6)を回答された方にお尋ねします。
その議員報酬が望ましいと考えた理由をお答えください。

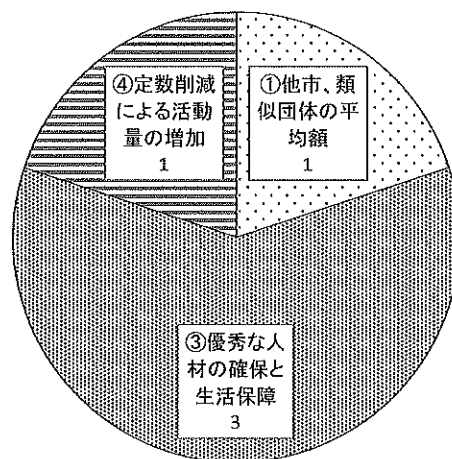
- ① 他市等の類似団体の平均額等から
- ② 議員の活動量と家計の状況から
- ③ 議員年金制度がなく、若年層議員等優秀な人材の確保と生活保障の観点から
- ④ 議員定数の削減による活動量の増加による報酬アップを望むから
- ⑤ その他



議員報酬以外の収入あり (8)



議員報酬以外の収入なし (5)



その他の意見

【その他】 議会改革に関する事項について、意見があれば記載ください。(自由記載)

- ・ 今後の地方議会のあり方、また、求められる議員像についての議論や検討。
- ・ スリムでスマートでさわやかな議会になるように願う。＋スピード。
- ・ 会派は2人以上とし、政務活動費の支給については、会派もしくは議員に支給する事に変更して欲しい。
- ・ 開かれた議会となるため議員間でのディスカッションが必要と考える。
- ・ 期数に応じての経験値に基づく増額も必要では無いかと考えます。
- ・ 基本報酬36万円で、選挙の結果による増減の検討も必要ではないかと考えております。
- ・ 上記にも記載しましたが、議会の質問内容の第三者による評価も必要では無いかと考えております。またそれも議会だよりに記載をすることにより議員能力の市民チェックを強めるべきであると考えております。
- ・ 市議選において立候補者数が少なく無投票にならないように適正な議員定数、そして議員になってからも責任ある立場であるとの認識をもてるような役割と見合う報酬が必要と考えています。市民に納得いただけるような議員の働きぶりが試されていると思います。
- ・ 2012年の地方自治法改正(第102条の2)による通年議会(通年期制)が、少しずつではあるが行われてきていると思われれます。三重県議会では「議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図る」ためであるとして議会改革がなされているようです。当議会も、通年議会についての勉強や、調査を進めてはどうかと考えています。
- ・ 様々な地域や立場の市民の意見を市政に反映させるためには、多くの市民が議会に関心を持ち関わる必要があるかと思えます。そのためには、議会の開催方法の見直し(開催回数、開会時間、場所、リモートなど)を行い、職業議員に加えてボランティア議員を置くことも一つの手法かと考えます。
- ・ 議会基本条例の運用状況の評価。
- ・ 政策づくりと議員力・議会力の向上。
- ・ 議会運営において住民参加の促進。
- ・ 専門的知見の活用。
- ・ 議員定数を削減して報酬UPするという意見もあるようだが、通年議会にするなど、議員の仕事量や活動長、資質向上に努める事を考えて報酬UPして欲しい。
- ・ 意見書や請願書についての本会議での討論の順番について。近江八幡市議会では、意見書や請願書が委員会付託となり、委員会で反対となったとき、本会議での討論が意見書等に賛成から始まり次に反対討論となっています。私は、提案者を尊重し、委員会付託の結果がどうであれ、提案に対し反対討論、次に賛成討論がなされるべきではないのかと考えます。専門家のご意見を伺います。

- ・ 議会での個人の尊重について。議員といえども行政のすべてを熟知しているわけではありません。時に、質問がずれていたり、間違ったりすることもあります。そのような折、女性議員に対して失笑したり、当局が答える前に議場から訂正されたりすることがあります。意見や会派が違ってても、質問者を尊重し、ジェンダー平等を率先して実践していくべきと考えます。
- ・ 現在、本会議はZTV（地元の放送局）での放映とYouTube配信が行われています。常任委員会及び特別委員会の傍聴は可能ですが、傍聴できる人は少数です。議会改革委員会でも検討中ですが、委員会の議論もYouTube等で公開し、文字通り市民に開かれた議会にすべきと考えます。
- ・ 会派の廃止。
- ・ 各委員会において、調査研究の充実を図り政策提案につなげる仕組みづくりをしていきましょう。
- ・ 会派代表者会議の運営について。1人会派はオブザーバーにすべきである。
- ・ 会派の設立は、2名以上とすべきである。

議員活動実態アンケート調査集計 (令和3年11月1日～12月31日)

大項目	中項目	内容	11月			12月			11月～12月			他に収入あり(7)			他に収入なし(7)		
			合計時間	平均時間	割合	合計時間	平均時間	割合	平均時間	最大値	最小値	割合	平均時間	割合	平均時間	割合	平均時間
議会活動関係	本会議	本会議への出席、議案書の熟読、個人質問の口述書等の作成	340.0	15.5	2.1%	876.0	39.8	5.4%	27.6	81.0	1.0	3.8%	30.4	4.1%	32.1	4.4%	
	常任委員会	常任委員会への出席、付託議案に係る議案書の熟読、協議、所管事務調査に係る活動	32.0	1.5	0.2%	249.5	11.3	1.5%	6.4	36.0	0	0.9%	4.6	0.6%	9.7	1.3%	
	特別委員会	特別委員会への出席、付託議案に係る議案書の熟読、協議、所管事務調査に係る活動	14.0	0.6	0.1%	22.0	1.0	0.1%	0.8	11.0	0	0.1%	0.8	0.1%	0.8	0.1%	
	内部委員会	各派代表者、会議委員協議会、広報公聴委員会への出席等	97.0	4.4	0.6%	38.0	1.7	0.2%	3.1	15.0	0	0.4%	1.6	0.2%	5.7	0.8%	
	議会選出公務(報酬あり)	監査、行政組合等の外部組合、審議会への出席等	35.0	1.6	0.2%	34.0	1.5	0.2%	1.6	16.0	0	0.2%	3.6	0.5%	0.4	0.1%	
	議会選出公務	上記以外の会議等の公務	51.0	2.3	0.3%	20.0	0.9	0.1%	1.6	12.0	0	0.2%	2.6	0.4%	1.4	0.2%	
	その他	上記以外の議会活動	77.0	3.5	0.5%	96.0	4.4	0.6%	3.9	22.0	0	0.5%	4.9	0.7%	5.3	0.7%	
	議員活動(個人)関係	市民(地域・団体等)相談	市民又は地域・団体等からの相談、陳情・要望等対応	562.0	25.5	3.5%	428.5	19.5	2.6%	22.5	116.0	1.0	3.1%	13.4	1.8%	30.6	4.2%
		協議・聴取	市政課題の情報収集のため、当局との協議又は意見交換	142.5	6.5	0.9%	101.0	4.6	0.6%	5.5	29.0	0	0.8%	4.5	0.6%	5.8	0.8%
		研修・講演会	研修・講演会・勉強会への参加	65.0	3.0	0.4%	42.0	1.9	0.3%	2.4	18.0	0	0.3%	1.5	0.2%	4.2	0.6%
公行事		市が主催・共催する式典、総会、イベント等への参加	22.0	1.0	0.1%	20.0	0.9	0.1%	1.0	4.0	0	0.1%	1.1	0.2%	0.6	0.1%	
調査・研究		議員個人として各種調査や行政視察への参加	408.0	18.5	2.6%	353.0	16.0	2.2%	17.3	200.0	0	2.4%	12.6	1.7%	29.2	4.0%	
その他行事		各種団体が主催する式典、総会、イベント等への参加	127.5	5.8	0.8%	85.0	3.9	0.5%	4.8	46.0	0	0.7%	4.4	0.6%	7.8	1.1%	
その他		上記以外の議員(個人)活動	477.5	21.7	3.0%	394.0	17.9	2.4%	19.8	136.0	1.0	2.7%	15.5	2.1%	36.0	4.9%	
会派活動(議員報酬の算定に関わらない活動)		市民(地域・団体等)相談	会派としての市民又は地域・団体等からの相談、陳情、要望等対応	111.0	5.0	0.7%	52.5	2.4	0.3%	3.7	13.0	0	0.5%	4.4	0.6%	2.2	0.3%
		協議・聴取	会派として市政課題の情報収集のため、当局との協議又は意見交換	119.0	5.4	0.8%	45.0	2.0	0.3%	3.7	27.0	0	0.5%	2.1	0.3%	1.4	0.2%
		研修・講演会	会派として研修・講演会・勉強会への参加	90.0	4.1	0.6%	22.0	1.0	0.1%	2.5	32.0	0	0.3%	1.5	0.2%	1.1	0.1%
	調査・研究	会派として各種調査や行政視察への参加	227.0	10.3	1.4%	6.0	0.3	0.0%	5.3	62.0	0	0.7%	9.3	1.3%	6.3	0.9%	
	その他	上記以外の会派活動	127.5	5.8	0.8%	77.0	3.5	0.5%	4.6	64.0	0	0.6%	3.3	0.4%	8.5	1.2%	
	政治活動	所属政党の党員として行う諸活動	232.5	10.6	1.5%	158.5	7.2	1.0%	8.9	66.0	0	1.2%	13.0	1.8%	5.7	0.8%	
	後援会活動	議員個人の後援会が行う諸活動	73.0	3.3	0.5%	116.0	5.3	0.7%	4.3	25.0	0	0.6%	3.1	0.4%	8.4	1.2%	
	選挙運動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援等	52.0	2.4	0.3%	16.0	0.7	0.1%	1.5	11.0	0	0.2%	1.3	0.2%	2.8	0.4%	
	地域活動	個人として地域の清掃等の地域活動に参加	507.0	23.0	3.2%	448.5	20.4	2.7%	21.7	114.0	0	3.0%	27.4	3.7%	29.1	4.0%	
	私的活動	養老、休養(遠征含む)、家族・趣味の時間等、他に該当しないもの	11850.5	538.7	74.8%	12667.5	575.8	77.4%	557.2	700.0	360.0	76.1%	565.2	77.2%	496.8	67.9%	

【大項目集計】

大項目	11月			12月			11月～12月			他に収入あり(7)			他に収入なし(7)		
	合計時間	平均時間	割合	合計時間	平均時間	割合	平均時間	最大値	最小値	割合	平均時間	割合	平均時間	割合	平均時間
議会活動関係	646.0	29.4	4.1%	1,335.5	60.7	8.2%	45.0	98.0	5.0	6.2%	48.4	6.6%	55.4	7.6%	
議員活動(個人)関係	1,804.5	82.0	11.4%	1,423.5	64.7	8.7%	73.4	254.0	0	10.0%	53.0	7.2%	114.3	15.6%	
会派活動関係	674.5	30.7	4.3%	202.5	9.2	1.2%	19.9	98.0	0	2.7%	20.6	2.8%	19.4	2.7%	
その他活動関係	12,715.0	578.0	80.3%	13,406.5	609.4	81.9%	593.7	706.0	406.0	81.1%	610.0	83.3%	542.9	74.2%	
総合計	15,840.0	720.0	100.0%	16,368.0	744.0	100.0%	732.0			100.0%	732.0	100.0%	732.0	100.0%	

近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会設置要綱

令和3年9月30日

(設置)

第1条 この要綱は、近江八幡市議会の組織及び運営に係る事項の調査又は研究に関し、学識経験を有する者等の合議により行うため、近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項について調査し、研究するものとする。

- (1) 議員の定数に関すること。
- (2) 議員報酬等に関すること。
- (3) 議会改革に関すること。

2 調査委員会は、前項に規定する事項についての調査又は研究の結果を議長に報告するものとする。

(委員)

第3条 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、調査事項に関し学識経験を有する者等若干名をもって充て、議長が委嘱する。

(座長等)

第4条 調査委員会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 座長は、会務を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、及び他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、調査事項について議長に報告した日限り、その効力を失う。

近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
座 長	駒林 良則	立命館大学法学部教授
副座長	土山 希美枝	法政大学法学部教授
委 員	今里 佳奈子	龍谷大学政策学部長・教授

委員会の経過

会議日時	内 容
第1回委員会 令和3年9月30日 17:00～18:30 龍谷大学和顔館212教室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・座長、副座長の互選について ・調査事項について ・今後の審議スケジュールと追加資料等について
第2回委員会 令和3年11月18日 17:45～19:30 龍谷大学和顔館会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回調査委員会の報告について ・議員定数に係る議員アンケート調査結果について ・各種資料やアンケート調査結果に基づく審議について
第3回委員会 令和4年1月26日 10:30～12:10 龍谷大学和顔館5階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回調査委員会の報告について ・議員活動実態アンケート調査結果について ・議員アンケート(議員報酬)調査結果及び各種資料(県内・類似団体比較等)に基づく審議について ・その他(議会改革)に関する審査について
第4回委員会 令和4年3月23日 10:30～12:30 龍谷大学和顔館会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回調査委員会の報告について ・専門的事項に係る調査報告書(原案)について
令和4年3月28日 14:00～ 近江八幡市議会議長室	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的事項に係る調査報告書 答申

